

京都大學經濟學會

# 經濟論叢

第六十五卷 第六號

産業資本主義と外國貿易……………松 井 清

再生産理論に關する一考察……………中 村 忠 一

大河内教授『社會政策』(各論)……………岸 本 英 太 郎

---

昭和二十五年六月

# 大河内教授著「社會政策」(各論)

岸本英太郎

さきに「社會政策」(總論)を世に問われた大河内教授はこの度「社會政策」(各論)を上梓され、教授の社會政策論體系を一應完結せる形で示されたのである。本書は第一章労働者保護、第二章國際労働者保護の問題、第三章社會保險、第四章失業と失業対策、第五章賃銀の理論と政策、第六章労働組合と社會政策、なる構成にも示されている如く、夫々の形態の社會政策の制度論的説明を中心としつゝ、併せて資本制生産がいかにしてかかる形態の社會政策を必然化するかを理論的に説明せるものである。

筆者は現時の社會政策論争の展開に鑑み、本書における社會政策の制度論的説明の部分の紹介を避け、専ら教授の社會政策理論について、筆者が疑問とし且つ承服することの出来ない諸點を二、三選び出して検討し、教授の御教示を乞ひ度いと思ふのである。

## 二

先づ社會政策の資本制經濟にとつての必然性をいかに理解するかといふことである。教授はこれを次のように述べられてい

る。

「産業社會の順當な存立のための絶對的條件として、資本が一定量の「労働力」をそのさまざまな成熟の段階を通じて確保把握する、といふのが社會政策の基本的課題なのである」

(「社會政策」各論、五頁。以下引用書名なき限り本書の頁数を示す)

と。資本制經濟の「再生産を順當に確保するため」(三頁)には生産要素たる人間「労働力」が「健全な状態」において確保されねばならないといふところに社會政策の資本制經濟によつての經濟的必然性があるといわれるのである。ところで、教授にあつては資本制生産の順當な再生産とは、總體としての資本に所屬する總體としての人間「労働力」の順當な再生産といふことに外ならないのである。

だが社會政策の高度に發展したイギリス資本主義にあつても總労働力が「順當に再生産」されたことは嘗てないのである。すべての資本制經濟は總労働力が順當に再生産されることを些さかも必要としないのである。否資本制經濟の再生産は労働者階級を全體として貧窮化しつゝ行われるのが必然なのである。そうだとすれば「資本制經濟の順當な再生産」から社會政策の資本制經濟によつての經濟的必然性を導き出すことは觀念的な謬論と云わなければならないであらう。社會政策の必然性は労働力なる商品の特殊性に基く資本による労働力收取の一定の限界の中に實在的な可能性として存し、労働條件をめぐつての勞

働者階級の抗争がこれを必然化し現實化するのである。大河内教授はこのことを一方では充分認識されながら、以上に述べた如き資本制生産の順當な再生産といふ非實在的な觀念から社會政策の必然性を導き出すといふ觀念的誤謬に陥られていられるのであり、この誤謬は本書全體に亘つて露呈されている。

扱て賃銀や労働諸條件は無限に上下し得るものではなく、労働力といふ商品の特殊性に基き肉體的限制と社會的歴史的限制があり、労働條件はこの限界の間を變動するものである。ところで労働條件の維持改善に係わる國家の政策たる社會政策は現實の労働條件を確定するものであるが、これは労働の自己疎外を基點とし、蓄積の一般的法則に媒介されて労働條件の標準度が下降する必然性をもつ資本制生産にあつては労働者階級の抗争によつてのみ成立し得るものである。ところが大河内教授は労働條件の肉體的最低限界<sup>II</sup>「物理的限界」は労働者階級の抗争を俟つまでもなく、資本制生産の自然律として、國家の上からの社會政策によつて確保されるものと次の如く論ぜられるのである。――

『ところで労働日の「物理的限界」が早晩守られなければならないといふことについては、我々は一應「階級闘争」といふ要因を問題の外に置いて考へて差支ない。何故なら、この限界の達成そのものについてすら「階級闘争」といふ要因が不可欠の役割をつくすとするなら、それは最早や何ら「物理

的限界」ではないであらうからである。勿論、現實には、マルクスも述べている如く「資本はその制限なく盲目的な衝動を以つて、剩餘労働に對する吸血鬼的の渴望をもつて、労働日の……純物理的の最高限界をも踏み越えて、労働者の身體の成長發達及び健全なる保有に必要な時間をも横奪してしまふのである。けれどもいふまでもなくこの事實は、あくまで労働力に對する個別資本の態度であつて、社會的總資本はむしろこれに對して上から、國家權力を背景としながら、労働日の「物理的限界」を測定して、これをうち破らぬよう産業社會總體に一定の「搾取」の棒を與へ、それによつて辛うじて「労働力」の再生産の最低限界を守らうとするのであり、そこにはじめて近世の社會政策はその最初の一步を印するところになるのである』(五七―七八)と。

大河内教授は労働日の最低限界<sup>II</sup>「物理的限界」の維持にさへ階級闘争が不可欠の役割をつくすとするなら、それは最早「物理的限界」ではないと述べられているが、同一の筆法をもつてすれば、労働日の物理的限界の維持にさへ上からの社會政策が不可欠の役割を果すものとするなら、それは最早や「物理的限界」ではないと言わなければならないであらう。教授は階級闘争を排斥することによつて社會政策を導きいれるといふ誤謬を犯されているのである。労働力の價值規定による労働日の限界の問題は理論の問題であり(理論的範疇)、労働日の具體的確定の問題

即ち階級闘争や現實の社會政策の問題は現實の歴史的問題である。現實的には教授も働られていらねる通り、労働日の物理的限界をこえる延長といふ事實を伴ひつつ、現實の闘争が長期的にはこれを労働日の二つの限界の間に抑制するのである。理論と歴史を直ちに同一視されたところに教授の誤謬が存しているのである。教授御自身も現實の歴史的に労働條件の限度を問題とされる限り、その最低限界についても階級闘争の必然性を承認せざるを得ないのであつて、教授はこれを次のように述べられている。

『事實に於て労働階級は、久しくその賃銀の最低を確保するだけのためにも生死の闘争を繰りかへさなければならなかつたのである』(二九六―七頁)と。

教授はこの自己矛盾を、即ち労働條件の最低限界と物理的限度は階級闘争の有無如何にかかわらず上からの社會政策によつて維持されるとされながら、他方では物理的限界さへ生死の闘争が必要であつたとされる矛盾を次のような論法で救済しようとされていられるがその觀念的な誤謬については最早何人の眼にも明らかと云ふべきであらう。

『勿論、労働組合が存在しない場合に於ても、個別資本による「労働力」の喰潰しが早晚一定の限界に達着しなければならぬことは言ふまでもないし、そしてこれが最初の労働者保護として現われる上からの社會政策に外ならないこと、そ

大河内教授著『社會政策』(各論)

してこの場合の社會政策を必然的ならしめるものは、個別資本に對立する意味での社會的總資本の「労働力」に對する合理的態度の所産であることについてはすでに述べた。けれどもこれはただ資本主義經濟を貫く「自然律」を總資本の理性として述べただけのことであつて、これの實現の具體的條件または契機を含むものではなかつた。總資本はその意志の具體的執行者として近代國家を持つているが、この近代國家の社會政策は、總資本の意志を多くの場合、ただ事後的にのみ實現せしめるにすぎない。個別資本による「労働力」の喰潰しが遂に廣汎な「労働力」の荒廢をもたらした後、而も「不徹底と謙悪と不誠意」の末、漸く國家的社會政策は、總資本の合理的精神の具體化として日程に上るのである。それ故、

時期の著しい立ち遅れと内容の空疎化がその不可避の結果となる。従つて經濟的にはその實現が必然的である筈の社會政策も、多くの場合單なる必然性として止まるが、或はその實現が日程に上る場合に於ても、時間の上での著しい偏差がみられる。要するに總資本もまた資本であつて、個別資本の剩餘労働に對する非合理的な「吸血鬼的な渴望」を露骨に示すことはないが、而も剩餘労働に對する經濟社會總體としての長期にわたる安全確實な吸收はその至上命令なのであるから生産要素たる「労働力」の再生産といふ經濟社會それ自體の内在的要求も、資本の蓄積と利潤の平準的な確保といふ目的

第六十五卷

三九一

第六號

七九

に係わらしめてのみ採り上げられる。而して勞働組合は、このような場合に、この總體としての資本にとつての内的必然性として示されたところを、適時に且つまた充分な内容を含ませつつ實現せしめ日程に上すについての、具體的契機、その意味での社會政策の實現の契機となるのである』(一九八九頁)と。

資本制生産の自然律(自然法則)を總資本の「理性」だなどと表現する事によつて「上から」の社會政策を導き出すといふ重大な誤謬を看過する事は出来ないであらう。自然法則、即ち人間の意志から獨立して盲目的必然として自己貫徹するところの資本制生産の經濟法則をマルクスは自然法則(自然律)とよんだのであるから、これを「理性」といふ言葉と結び付けること自身の中に自然法則に對する完全な誤解が示されている。教授は自然法則の自然を肉體的「自然に曲解されている。社會政策の論理に係わる資本制生産の自然法則は勞働力の價值規定「價值法則」であり、これに對抗する資本制生産の自然法則は資本制的蓄積の一般的法則「勞働者階級の窮乏化法則」である。この兩者の自然法則の關聯とその貫徹の論理を明らかにするとともに社會政策論の課題があるのである。ともあれ教授は現實的にはあらゆる勞働條件の引上げが、それは肉體的最低限度「物現的限度」への引上げをも含めて、階級闘争によらざるを得ない事實を理解しながら、これを理論的に把握する事が出事ないうで混亂し

自然法則の誤解と相俟つて「上から」の社會政策を唱えられ、といふ重大な誤謬におちいられたのである。

### 三

扱て次に、社會政策としての社會保險の必然性を大河内教授は次のように述べられている。――

『勞働者は常に必ずしも健全な状態で生産活動に従事するものではなく、様々な理由によつて或は短期間に或は長期間に生産行程から脱落し、その本来の活動を休止するに至るものである。それ故、いま「勞働力」に對する保全なり培養なりが、産業社會總體にとつて不可避のことであると言ふなら、單に日々健康な状態で生産活動に従事する場合の「勞働力」に對するのみでなく、その生産行程から脱落し、その機能が休止している場合の「勞働力」についても、總體としての資本は、何らかの形でその保全の策を講ずるのでない限り、正しい意味で資本が「勞働力」を確保したとは言ひ得ないであらう』(四九頁)と。

資本制生産の順當な再生産のための絶對的條件から社會政策の經濟的必然性を導き出された大河内教授は、社會保險についても總體としての勞働力の保全「確保」の必要から、生産行程から脱落し、その機能を休止している「勞働力」の保全の資本制生産にとつての必要からその必然性を導き出されるのである。

かくて教授は社會保險を次のように意義づけられている。――

「社會政策の本質を「労働力」の培養と確保に求めることが正しいとするなら、社會保險は、労働活動から脱落しているかぎりの「労働力」を、總體としての資本の立場に於て培養し、それによつて産業社會がその「労働力」基礎を總體として、長期にわたつて把握するための手段として考へてよいであらう。この意味で社會保險は、労働者保護を補充するものと考へられる。即ち労働活動の中断がすでに社會的に一定の客觀的な大きさに於て示されているとするなら——例へば罹病率または災害率といふ形に於て——「労働力」の保全といふことは、産業社會總體としてみれば、この休止中の「労働力」をも含めて、その再生産が配慮されなければならないことは當然であらう。また社會保險は、社會政策の發達史に於て労働者保護より後れて發達し、これまで労働活動から脱落している限りの「労働力」の生活扶助か或は雇主の負擔とされ或は労働者個人の負擔に放任されていた状態から、労働者保護の場合と同様に産業社會總體の、即ち總體としての資本の負擔に於て解決されるような状態に切り替へるものとして登場するのである」(五一—二頁)と。

存在しないが——から社會保險が必然化されるのではない。資本制生産は飢死者や尨大な極貧者を生産しつつ展開し來つたものであり、災害や疾病や失業の苦惱は最初あげた労働者個人の負擔に放任されて來たが、労働者階級の抗争が工場法や社會保險を必然化せしめる事によつてこれを緩和したのである。無組織の労働者の一部は剩餘價值の一部による恣意的な社會事業の救済の對象となり、組織労働者は例へばイギリスの如く、組合の共済活動によつて自己救助して來たのである。元來「労働活動」の中断——事故が社會的に一定の標準的な頻度率をもつて現われる限り、その補償のための最低費用は労働力の價值の一部を構成するものだと言われなければならないであらう。所で資本は剩餘労働に對する盲目的欲求によつて、これを支拂ふことなく、労働力の價值を收奪するのである。社會保險はこの資本による労働力價值の收奪に對する一つの抑制である。社會保險は保險原理による事故労働力の保全であるから、事故率が極度に高い場合を對象とする事は出來ないであらう。一定の集團による危険分散によつてその負擔が可能な限度に限られるであらう。ここに社會保險が工場法による原生的労働關係の抑制の後に生れる必然性があると同時に、又資本制生産の一般的危機期に於ける(事故率の飛躍的上昇による)社會保險の社會保障化への必然性があるのである。尤も社會保險の成立は、大河内教授のべられる如く工場法による原生的労働關係の完全な克

服の後になされたのではなく、工場法の制定や労働組合法の制度にもかかわらず、十九世紀の末葉に近づくに従つて、労働強化の昂進が必然化し、もつて災害や疾病等の事故率を上昇せしめたといふ事實に對應するものであつたのである。

工場法と社會保険との技術的聯關を明らかにせられた大河内教授の理論的功績は充分に評價されねばならない上に、社會保険の社會保障化への必然性についての教授の次の指摘も注目すべき立言であると云わねばならないであらう。

『社會保険は、その費用負擔の巨大なる點に於て、またその對象とするものが労働能力を喪失した「労働力」であるといふ點に於て、そして最後にその「事故」そのものが業務上のもののみならず、業務外のものについても産業が巨大な負擔を負ふといふ點に於て、社會保険をむしろ社會事業的なものに近づけようとする大規模な努力、即ち社會保険の社會保障制度化への動きが顯著となるのである。……社會保険はその上半身に於ては「労働力」保全といふ社會政策の性格をもち乍ら、その下半身に於ては老齡者、廢疾者、遺族等の生活保護と救恤を目的とする社會事業の性格をもつていたのであるから、社會保険から社會保障への發展は、この意味でその實資本主義の下に於て社會保険それ自體のもつ矛盾した性格の展開だと云つてよからう』(一八五、六頁)と。

獨占資本主義の矛盾の展開が社會保険を社會保障化せしめる

必然性を喚起するのである。獨占資本主義の展開は構成的大量失業を生み出し、災害率や疾病率を飛躍的に増大させるが、その負擔の激増は保険原理による處理を超えるものであり、獨占資本はこれを回避してその負擔を國家の租税に轉化するのである。かくて國家の役割が重大化し、社會保障は國家獨占資本主義の労働政策の一環として展開されるに至るのである。而も注意すべきは資本主義の一般的危機の時代にあつては人衆課税が著しく増大し、社會保障のための労働者支出の増大と相俟つて社會保障は労働者階級の賃銀の再分配的性格を著しく濃厚化するのである。労働力保全に於ける資本の負擔から労働者階級自身の負擔へ。

ここに社會政策の轉落形態を見ると共に、これが労働者階級の推進による社會化政策の一環を形成することによつてのみ眞に前望的な意義をもちうることを理解しなければならぬのである。

#### 四

我々は今や賃銀と労働組合をめぐる社會政策についての教授の理解につき若干の疑問を提出せざるを得ない。

言ふまでもなく労働組合は賃銀や其他の労働諸條件の維持改善のための自主的組織であり、この法的承認は直ちに労働條件に深い關聯をもつものである。この意味で労働組合をめぐる社會政策も労働力保全、従つて資本による労働力搾取の抑制とい

ふ社會政策の一般の本質をもつものである。労働条件をめぐつての勞資（労働者階級と資本家階級）の抗争に於て、労働組合は資本の剩餘労働に對する盲目的な欲求を抑制しつつ労働力の價値を貫かんとするものである。

然るに大河内教授は、この事を理解されずして次のように述べられている。

『……社會政策は、このような自主的に生まれる組織を或は保護助長し、或は抑壓統制するに従つて、國家的社會政策として、その意味で、總體としての資本の政策として、またそのための高度な、即ち意識化され組織化された「労働力」を總資本が確保するための不可缺の手段として、そのような意味での社會政策』「労働力」政策として現われる。社會政策の本質を「労働力」に係わらしめ、これを「労働力」政策として正しく把握して來た多くの著者たちも、いつたん労働組合や労働者組織の問題に立ち向ふや否や、忽ち「労働力」政策の立場を投げすて、改めて労働者政策として、これを敘述しはじめるのが慣例のようであるが、労働組合に關する社會政策についても、「労働力」政策としてのその本質が不用となるのではなく、むしろ却つていよいよ、「労働力」政策としての社會政策の本質が貫徹し來ることに注意しなければならぬ』（二八三頁、傍點原本）と。

意識化され組織化された「労働力」といふ言葉自身が全く理

解に苦しむ誤謬を示しているが、これと關聯して、社會政策の本質を「労働力」政策だとすることは、教授が資本制生産社會に於ける社會政策をいかに觀念的に把握されているかを如實に示すものに外ならないのである。教授は、労働力の擔當者としての労働者を、労働力に解消してしまひ、労働力と労働者の差別と同一において理解されておられないのである。

労働力とは労働者のもつている労働能力（Arbeitsvermögen）に外ならず、これが組織を作つたり闘争したりすると考へるのは文字通りナンセンスといえよう。組織を結成し闘争するのは労働者であつて労働力ではない。労働者が自らを組織し、資本家と闘争することによつて、自己の労働力が資本に充用される際の具體的な労働諸条件を有利にするのであり、この意味で資本の剩餘労働に對する盲目的渴望を抑制せしめるのである。社會政策の本質は全くここに存するのであつて、労働力政策といつた漠然たる無規定的なものは何ら社會政策の本質を言い表わすものではないのである。教授は社會政策を労働力政策として正しく把握して來た著者達も労働組合や労働者組織の問題となると、それに關する社會政策を労働者政策として理解し、労働力政策の立場を投げすて、と非難されていられるが、これこそ教授の無理解さを全面的に示すものと言ねばならないであらう。我々は労働者の抗争が資本の盲目的な労働力搾取慾を抑制せしめるといつているのであつて、労働力政策から労働者政策

へと立場を轉換するのではないのである。<sup>\*</sup>而して我々は賃銀や勞働諸條件の諸變動を規制する基本的な法則としての勞働力の價值規定—價值法則並びに資本制蓄積の一般的法則を社會政策理論の根底に据えているのであつて、單なる勞資の力のバランスから社會政策を導き出しているのではない。

\*却つて教授こそ社會政策の發展を勞働力政策から勞働者政策へと誤れる理解に立つておられることは周知の如くである(拙著「社會政策論序説」參照)。教授の如く社會政策を勞働力政策と理解するなら、社會政策を剝奪し切下げるところのファッシズムの勞働政策も社會政策となるであらう。社會政策の否定たるファッシズムの勞働政策を社會政策だとすることは語の矛盾である。

## 五

我々は本書において多くのものを學ぶことが出来る。だが社會政策の理解の仕方において我々は教授の立場や理論と全面的に異なることを自覺せざるを得ないのである。その二、三を摘記してここに論評を試みた。教授の御教示を得ることが出来るならば幸福これにすぎるはない。